

うるま市「日中一時支援事業」

★日中一時支援事業って？

「日中一時支援事業」とは、障がい者（児）を一時的に施設で預かるサービスです。同居家族等の就労支援や介護を行っている家族の方の一時的な休息を目的としています。

★どんな人が利用できますか？

うるま市在住の障がい者（児）であって、日中において見守り等の支援を必要とする方です。

★児童デイサービスを利用している方も利用できますか？

同一利用日を除き利用できます。

★申し込み方法は？

うるま市役所 障がい福祉課（本庁）1階10番窓口で申請手続きを行ってください。

※申請に必要なもの（申し込みの際にご持参ください）

- ① 障がい者手帳
- ② 公的年金を受給している方は年金額の分かる書類・通帳の写し
- ③ 特別児童扶養手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当を受給している方は手当額の分かる書類・通帳の写し
- ④ 生活保護を受けている方は保護証明書

★利用出来る曜日や時間帯はありますか？

基本的には毎日利用できます。
時間帯は8時から19時を基本とします。

★利用できる施設はどこですか？

うるま市と契約した事業所の利用になります。
※事業所のご案内は申請時に行います。

★利用料はいくらですか？

利用料は、総費用額の1割を利用者（ご家族）に負担していただきます。ただし、下記のように所得区分に応じて月の利用者負担額の上限が定められています。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯の人で障がい者又は障がい児の保護者の年収が80万円以下の者	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯の人で低所得1に該当しない者	24,600円
一般	上記以外	37,200円

お問い合わせ先：うるま市障がい福祉課

TEL：973-5452